

令和3年度予算に係る事前復興の取組 (R2年度2月先議予算含む)

1	事前復興推進事業	1頁
2	地域を守る「消防団」活性化推進事業	2頁
3	災害廃棄物初動対応強化事業、災害廃棄物仮置場実地訓練事業	3頁
4	「未来につなぐ集落再生プロジェクト」推進事業	4頁
5	未来につなげる広報広聴事業	5頁
6	防災拠点情報ネットワーク強靱化事業	6頁
7	総合行政ネットワーク整備事業ほか	7頁
8	徳島県民文化祭開催事業	8頁
9	「あわ文化」とくしま未来創造事業	9頁
10	21世紀館費	10頁
11	災害福祉支援ネットワーク構築推進事業	11頁
12	災害ボランティアセンター体制整備事業	12頁
13	災害時支援者PCR検査等体制整備事業	13頁
14	勤労者住宅建設資金貸付金	14頁
15	とくしまBCP策定支援事業	15頁
16	中小企業振興資金貸付金	16頁
17	緊急予防治山事業	17頁
18	地籍調査事業	18頁
19	広域漁港整備事業	19頁
20	応急危険度判定コーディネーターの養成	20頁
21	応急仮設住宅事前復興事業	21頁
22	「徳島県道路啓開計画」のスパイラルアップと実効性向上	22頁
23	事前復興を推進する土業連携強化事業	23頁
24	西の守り！防災拠点活用推進事業	24頁
25	工業用水道施設の強靱化事業	25頁
26	チャレンジ防災人材育成推進事業	26頁
27	スクールカウンセラー等活用事業	27頁
28	警察施設防災機能強化事業	28頁

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名：危機管理政策課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特定	一般
No.145ほか 55頁ほか	事前復興推進事業	千円 30,000 (R2:18,500)	千円 29,000	千円 1,000

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

市町村の速やかな復興計画策定に向けた事前復興の取組を平時から支援しておく。

2 事業の目的

大規模災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興を実現するため、「徳島県復興指針」に基づき、事前復興に関する県民意識の醸成や、事前復興の取組みを推進する市町村の支援を行う。

3 事業の概要

(1) ⑧「事前復興まちづくり」実装事業 12,000千円

事前復興のさらなる浸透を図るため、県・市町村・地域住民・有識者によるワークショップを開催し、地域コミュニティの維持や住民合意形成手法のモデルケース事例を構築する。

- ・ 県内1地域を対象に実装事業を実施
- ・ 地域住民や地元自治体が参画し、事前復興まちづくりワークショップを実施
- ・ 被災イメージの共有から復興まちづくりの手順まで、モデルケース事例を構築

(2) ⑧復興までの道のりセミナー配信事業 3,000千円

復興までの道のりについて、分野ごとに解説するセミナーを開催し、いつでも振り返りができるようにセミナー動画をWeb上(YouTube)で配信する。各分野の関係者は、発災から復興までの流れをイメージできるようになり、事前復興として何に取り組んでおくべきかを考え、行動する素地を構築することで、大規模災害時における早期復興につなげる。

(3) ⑧防災ラジオドラマ制作 2,500千円

事前復興の浸透を図るため、「事前復興をテーマ」としたラジオドラマのシナリオを募集(一般・学生)し、優秀シナリオについては、ラジオドラマとして作品化し、ラジオ番組での放送や防災教育で活用する。

(4) 「事前復興」推進事業補助金 [10,500千円 とくしまゼロ作戦課予算計上]

大規模災害後における迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、市町村における事前復興の取組を支援する。

- 補助率 : 1/2以内(補助限度額:1,500千円/市町村)
- 補助対象 : 「徳島県復興指針」の趣旨に合致する「事前復興」の取組
- 事業費 : 10,500千円 = 1,500千円 × 7市町村相当

(参考:「事前復興」の取組例)

- ・ 人材を育成するための各種研修会の開催、ワークショップ、イメージトレーニング・訓練等
- ・ 市町村震災復興本部体制の検討及び決定、立ち上げ訓練の実施
- ・ 事前の復興計画策定 など

(5) 「徳島県復興指針推進委員会」運営等経費 2,000千円

専門的見地からの意見や助言により、事前復興の取組を推進するため、「徳島県復興指針推進委員会」の開催及び「徳島県防災減災・復興アドバイザー」の招へいを行う。

4 事前復興としての取組

- (1) 住民参加型の「事前復興まちづくり」の実装
- (2) 復興までの道のりセミナー配信による県民の事前復興の取組促進
- (3) 事前復興ラジオドラマの配信による県民意識の醸成
- (4) 市町村における事前復興の取組支援
- (5) 外部有識者による事前復興に係る助言

5 今後の展開等

引き続き、外部有識者から県の復興施策に対する助言をいただくとともに、「事前復興まちづくり」実装事業により作成した事例や補助金により市町村の取組を後押しし、県民への周知、啓発を図りながら、事前復興の取組を加速させる。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名: 消防保安課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特定	一般
No.460, 461 164頁	地域を守る「消防団」活性化推進事業	千円 5,500 (R2:5,000)	千円	千円 5,500

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

消防団を育成, 強化するため, 県と連携し, 平時から消防団の知名度向上やイメージアップを推進しておく。

市町村と連携し, 新たな地域防災の担い手として学生や女性など, 多様な人材の活用による消防団の充実強化をあらかじめ図っておく。

2 事業の目的

地域防災力の中核となる消防団員を確保するとともに, その活動の活性化を図るため, イベントへのブース出展や消防団プロモーション動画の配信など, 消防団のイメージアップを図る広報を実施する。また, 多様な人材の活用による消防団活動の裾野を広げるため, 学生, 女性及び消防団OBの加入を促進する。

3 事業の概要

(1) 消防団の活性化を支援する環境づくり

「徳島県消防団応援の店」サイト運用保守及びガイドブックを作成することで消防団応援の店の拡大を図るとともに, 消防団活動に積極的に協力している事業所への顕彰等により, 消防団の活性化を支援する環境を整備する。

- ①「徳島県消防団応援の店」サイト運用保守等
- ②「徳島県消防団協力事業所」知事表彰等
- ③消防団新規入団者でマイナンバーカード取得者に徳島県ポイント付与

(2) 女性や学生, 消防団OBの活用など, 消防団活動の裾野を広げる取組

アクティブシニア(消防団OB)や女性消防団員に対する研修等の実施, また, 高校生, 大学生を対象とした消防団1日体験入団や「少年消防クラブニュース」の発行により, 女性や学生, 消防団OBの活用など, 消防団活動の裾野を広げる取組を促進する。

- ①アクティブシニア活躍推進事業
- ②消防団1日体験入団
- ③女性消防団員スキルアップ研修
- ④「少年消防クラブニュース」発行
- ⑤消防団長会議の開催経費

4 事前復興としての取組

消防団を中核とした, 地域防災力の充実強化を図るため, 多様な人材の活用による消防団員の確保と, 消防団活動の裾野を広げるため, 学生, 女性, 消防団OBなどによる機能別団員制度の導入を市町村に働きかける。

5 今後の展開等

地域防災力の中核となる消防団員を確保するとともに, 学生, 女性や消防団OB等多様な人材の活用によって消防団の充実強化が図られる。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名: 環境指導課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特 定	一 般
No.97, 107 42, 44頁	災害廃棄物初動対応強化事業 災害廃棄物仮置場実地訓練事業	千 6,500 1,500	千 千	千 6,500 1,500

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

県及び市町村は、災害廃棄物処理計画の実効性をより高めるため、国等から示される新たな指針や最新のデータ等を踏まえ、平時から計画を継続的に見直しておく。

処理計画の実効性を高めるため、県及び市町村は、事前に災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成等を行っておく。

2 事業の目的

ボランティアや作業員の感染を予防しつつ、適正かつ迅速な災害廃棄物処理を行うため、「県災害廃棄物処理計画」を改定するとともに、適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行う上で重要となる、廃棄物処理に携わる市町村や地元廃棄物処理業者の「初動対応能力向上」及び「官民連携強化」を図るため、「仮置場」への廃棄物搬入や分別の徹底等の管理運営について、実地訓練を行う。

3 事業の概要

(1) 災害廃棄物初動対応強化事業

環境省モデル事業の成果を活かしつつ、改定に必要なポイントの抽出・整理を行い、現行計画策定後の状況変化や感染予防対策を踏まえた実践的な内容に改定するとともに、市町村の計画改定を促進する。

- ① 「県災害廃棄物処理計画」の改定
- ② 「市町村災害廃棄物処理計画改定ガイドライン」の作成

(2) 災害廃棄物仮置場実地訓練事業

公募・選定する市町村の清掃活動等で集めた廃棄物を災害廃棄物に見立てて、市町村と地元廃棄物処理業者が協力して実際に「仮置場」に搬入し、分別作業を実施する等、「仮置場」の管理運営について実地訓練を行い、「課題抽出」や「初動対応力の向上」及び「官民の連携強化」を図る。さらに訓練の成果を横展開することで、ボランティアと連携した効果的かつ安全な災害廃棄物処理の広域的かつスムーズな実現を図る。

4 事前復興としての取組

毎年のように各地で発生する災害対応から得られた最新のデータや所見を取り入れることにより、県災害廃棄物処理計画がより実効性の高いものになる。

また、従来実施してきた講習会や演習に加えて、市町村の清掃活動等で集めた廃棄物を災害廃棄物に見立てて、仮置場への搬入及び分別等の管理運営を実地訓練するとともに、毎年のように各地で発生する災害対応から得られた最新のデータや所見を取り入れるた内容とすることにより、実際に災害廃棄物対応に携わる職員や地元廃棄物処理業者の初動対応能力を高める。

5 今後の展開等

令和3年度に県計画の改定及び市町村向けガイドラインを作成並びに実地訓練を実施する。

その後は、県及び市町村の実状に合わせて初動対応に特化したマニュアル整備を進めるとともに訓練の横展開及び継続実施を目指す。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名：とくしま回帰推進課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特 定	一 般
No.448ほか 162頁ほか	「未来につなぐ集落再生プロジェクト」推進事業 (うち、「持続可能な集落づくり推進事業」及び「新たな地域運営」支援事業)	千円 2,780 (R2:3,000)	千円 1,390	千円 1,390

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

- 地域コミュニティの維持・再生・育成を図るため、町内会やまちづくり協議会などが開催するイベントや、郷土芸能、文化活動など、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を平時から支援しておく。【No.448】
- 地域住民等が行う地域の生活や仕事を支えるための住民主体の体制づくりや、利便性の高い地域づくり(「小さな拠点」の形成)を平時から支援しておく。【No.449】
- 地域コミュニティ活動をリード・サポートする人材を平時から育成しておく。【No.451】
- 地域コミュニティの維持・再生・育成を図るため、地域住民、町内会、まちづくり協議会等は、市町村と連携し、平時から祭りやイベント等を開催しておく。【No.454】
- 地域住民、事業者、NPO等は、郷土芸能や文化活動など、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組に平時から参加しておく。【No.455】
- 地域住民、事業者、NPO等は、平時から地域の生活や仕事を支えるための住民主体の体制づくりや、利便性の高い地域づくり(「小さな拠点」の形成)を行い、地域コミュニティの維持・再生・育成を図る。【No.456】
- 県及び市町村は、平時から地域の郷土文化のすばらしさを認識、発見する機会を創出するとともに、地域住民の意欲を醸成し、将来の担い手となるよう広く住民に啓発しておく。【No.499】
- 地域住民は、平時から地域の祭りや芸能などに参加し、郷土文化を継承・保存しておく。【No.501】
- 地域住民は、地域内に住む人だけが参加していた祭りや芸能等について、平時から地域コミュニティで合意の上、参加者のすそ野を広げる取組を行って行く。【No.502】

2 事業の目的

少子高齢化が進む中であっても、地域の活力を維持し、次の世代へ繋いでいくため、民間事業者、自治会、NPO等による地域活性化の取組みへの助成等、「集落再生」を強力に推進する。

3 事業の概要

○地域資源を活かした創意工夫ある活動に取り組み、地域の活性化に顕著な功績のある個人又は団体を表彰することにより、優れた取組事例を幅広く普及し、集落再生の実現を図るため、「とくしま集落再生表彰」を実施するとともに、取組事例を発信して横展開を図る。
また、国や関係団体による助成事業も活用しながら、地域コミュニティの持続の維持・活性化に向けた取組みを支援する。

○集落が抱える様々な課題に対応し、地域の活性化を図るため、住民団体や特定非営利法人等による「小さな拠点」形成を目指す取組を支援するとともに、取組事例を発信して横展開を図る。

4 事前復興としての取組

地域コミュニティの活性化による持続可能な地域づくりにより、「地域コミュニティの維持・再生・育成」や「地域の郷土文化の継承」を図る。

5 今後の展開等

人口減少、少子高齢化がますます進む中、地域の活力を維持し、次の世代へしっかりとつないでいくため、集落再生の取組みを積極的に展開して、「持続可能な地域社会」の実現を目指す。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名: 秘書課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特 定	一 般
No.157 59頁	未来につなげる広報広聴事業	千 165,066 (R2:159,557)	千	千 165,066

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

平時から、防災・危機管理情報のホームページサイトの「安心とくしま」、「すだちくんメール」、「防災危機管理情報・県公式ツイッター」等の広報手段を周知するとともに、本指針を当該広報手段等により住民に周知しておく。

2 事業の目的

必要とする情報が必要とされる方へ届くよう、最新情報を随時集約・整理し、分かりやすくスピーディーに広報事業を展開するため、あらかじめ県ホームページや県公式ツイッター等の広報手段を周知する。

3 事業の概要

様々な広報媒体を活用し、最新情報を随時集約・整理した上で、必要とされる方へ必要とする情報が届くよう、分かりやすくスピーディーに広報事業を展開する。

4 事前復興としての取組

高齢者、障がい者、外国人等にも配慮した正確できめ細やかな広報活動を展開するため、あらかじめ県ホームページや県公式ツイッター等の広報手段により周知する。

5 今後の展開等

高齢者、障がい者、外国人等にも配慮し、誰もが公平公正に情報を得られることができるよう、適宜周知方法の見直しを行いながら、周知を図っていく。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名: スマート県庁推進課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特 定	一 般
No.326 No.328 No.331 135頁	防災拠点情報ネットワーク強靱化事業	千円 172,990 (R2:368,000)	千円 39,812	千円 133,178

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

- ・ 県及び市町村は、各種証明・許認可等の住民生活に係るコンピューターシステムについては、多重化するなど、被災後の早期復旧に向けた方策をあらかじめ検討しておく。
- ・ 万代庁舎の被災に備え、事前に情報システム基盤をデータセンターに設置しておく。
- ・ 県及び市町村は、平時から定期的に情報システム基盤のバックアップを取得しておく。

2 事業の目的

- ・ 情報システム及びネットワークの業務継続性を確保するため、庁内クラウドの安定運用を行う。

3 事業の概要

- ・ 庁内クラウドに庁内の主要システムを集約。
- ・ 庁内クラウドは、機器の単体故障により全体が停止しないようハードウェアを多重化。
- ・ 庁内クラウドは、業界最高の安全基準(ティア4)を満たし且つ遠隔地に立地する「データセンター」に設置。
- ・ データセンターの電源供給は、商用2系統に加え無給油で72時間稼働可能な非常用発電機を設置。建物は免震構造で、阪神淡路大震災の1.5倍程度の振動でも庁内クラウドの運用に支障なし。
- ・ データセンターで障害が発生した場合に備え、6時間間隔で万代庁舎に定期的にバックアップ。メールシステムについてはリアルタイムでバックアップ。
- ・ データセンターで障害発生した場合、万代庁舎で作業開始から最短で1時間以内に運用可能。
※各システムは万代庁舎側で庁内クラウドの運用が可能になった後に起動が行える。
- ・ データセンター・万代庁舎間ネットワーク回線は、複線化した上経路を大きく分けて構成。
- ・ データセンター被災を想定した復旧手順確認訓練を毎年実施。
- ・ サイバー攻撃に備えつつ、個人所有端末から利用可能なテレワーク環境を提供。

4 事前復興としての取組

- ・ 万代庁舎が被災しても、被災を免れた他の庁舎においては業務継続が可能となる。
- ・ データセンターが被災してもバックアップ基盤で業務を継続できる。
- ・ 時間・場所問わず庁内の各システムに接続し、災害時の初動対応ができる。

5 今後の展開等

- ・ 次期庁内クラウド再構築に向けて、一層実効性が高く、一層低コストの技術構成を検討していく。
※現行庁内クラウドは令和2年度再構築。次期再構築時期は未定。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名: スマート県庁推進課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特 定	一 般
No.330 135頁	総合行政ネットワーク整備事業ほか	千円 79,404 (R2:72,525)	千円 0	千円 79,404

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

- ・県及び市町村は、ネットワークの断線に備え、あらかじめ予備のネットワークを用意しておく。

2 事業の目的

- ・ネットワークの断線に備えるため、庁舎間及び庁舎・データセンター間のネットワーク回線を複線化する。
- ・万代庁舎被災に備えるため、原則万代庁舎以外のネットワークは業界最高の安全基準(ティア4)を満たし且つ遠隔地に立地する「データセンター」に集約する。

3 事業の概要

- ・ネットワークの幹線は、複線化し経路を可能な限り複数にして運用。
- ・ネットワークを集約する拠点はデータセンターと万代庁舎としている。県民局、単独庁舎(一部除く)並びに県外庁舎(以下「県民局等」という。)のネットワークはデータセンターに集約、万代庁舎は万代庁舎内で集約。
- ・データセンターの電源供給は、商用2系統に加え無給油で72時間稼働可能な非常用発電機を設置。建物は免震構造で、阪神淡路大震災の1.5倍程度の振動でも庁内クラウドの運用に支障なし。
- ・データセンターの拠点で障害が発生した場合、県民局等のネットワークは自動で経路が切り替わり万代庁舎側で集約されて業務を継続。

4 事前復興としての取組

- ・一部の通信線路で断線しても、他の通信線路で補完され業務継続が可能となる。
- ・万代庁舎が被災しても、被災を免れた他の庁舎においては業務継続が可能となる。

5 今後の展開等

- ・データセンター被災時の自動ネットワーク切り替えは十分に訓練ができていない。この訓練には大規模なネットワーク停止が必要となるため、新型コロナウイルス感染症が一定程度収束してから実施する。

R3年度予算 (R2年度2月先議予算含む) 事前復興の取組

課(室)名：県民文化課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特 定	一 般
No.500 171頁	徳島県民文化祭開催事業 (徳島レジェンドの実施)	千円 2,600 (R2:3,600)	千円 -	千円 2,600

1 事前復興の取組事項 (復興指針記載事項)

県及び市町村は、郷土文化の継承のため、平時からその実施方法や技能等を記録しておく。

2 事業の目的

本県の文化活動について、今後活動を担う方々への継承に資するため、徳島県民文化祭の分野別フェスティバルを実施した団体の活動と功績を顕彰した記録を作成する。

3 事業の概要

団体毎に活動等を取りまとめた映像及び冊子を制作・配布するとともに、徳島県民文化祭HPへの掲載や、ケーブルテレビでの放送等により、広く周知・広報を行う。

※新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、変化する時代に対応できる団体を撮影予定。
(最大2団体)

4 事前復興としての取組

文化活動で活躍された方を顕彰し、その成果を広めることにより、文化芸術への関心が醸成され、後世への継承発展が期待できる。

5 今後の展開等

継続的な活動の記録や成果の保存・伝承

R3年度予算 (R2年度2月先議予算含む) 事前復興の取組

課(室)名：県民文化課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特 定	一 般
No.503 172頁	⑧「あわ文化」とくしま未来創造事業 (R2:あわ文化創造事業)	千円 30,000 (R2:50,000)	千円 30,000	千円 -

1 事前復興の取組事項（復興指針記載事項）

地域住民は、地域で郷土文化が途絶えることなく継承できるよう、平時から担い手（後継者）を育成し、継承の場を設けておく。

2 事業の目的

徳島の豊かな自然に育まれた伝統文化を継承しつつ、県民自らが新しい価値や新しい可能性を模索して、未来に誇る「あわ文化」を創造するため、県民主体の文化活動を積極的に支援する。

3 事業の概要

市町村や文化芸術団体の文化事業を対象に補助金を交付する。

○1件あたり上限1,000千円，補助率2/3。

○補助対象者は、市町村及び県内の文化芸術団体。

○新たな挑戦に積極的に取り組む文化事業を優先して支援。

- ・「WITH・コロナ」や「アフターコロナ」に対応した手法での事業計画の作成を促す。
- ・事業計画で事業種別毎に目標（指標）を設定し、実績報告で目標の達成状況が明確となるように工夫。

○事業種別（案）

（ア）あわ文化担い手育成事業

次世代・後継者育成に取り組む文化事業を対象として、地域住民や地域団体、学校等と連携して育成に取り組む事業を手厚く補助する。（成果発表は必須条件）

（イ）あわ文化継承発展事業

国民文化祭開催により高まった文化振興の機運を継承・発展させる文化事業を対象として、オンライン・オフライン問わず、県民が広く参加できる事業を手厚く補助する。

（ウ）あわ文化創造挑戦事業

未来に誇るあわ文化の創造や文化資源の創出につながる文化事業を対象として、他分野の事業や団体等と連携するなど、新たな発想により挑戦する事業を手厚く補助。（補助対象経費全体の1/2以内で備品購入経費を補助。）

（エ）第九百周年継承事業

「第九百周年」の成果を継承・発展させる文化事業を対象として、地域住民や地域団体、学校等と連携した事業や、オンライン・オフライン問わず、県民が広く参加できる事業を手厚く補助する。

（オ）障がい者芸術文化事業

障がい者が主体的に創造性を発揮する文化事業を対象として、障がい者芸術文化活動の裾野拡大につながる事業や県民が広く参加できる事業を手厚く補助。

4 事前復興としての取組

県民主体の文化活動を積極的に促進することにより、県民自らが「あわ文化」の新しい可能性を探り、新しい価値を創造することにつなげる。

5 今後の展開等

継続的な県民主体の文化活動や担い手育成の支援

R3年度予算 (R2年度2月先議予算含む) 事前復興の取組

課(室)名: 文化の森振興センター

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特定	一般
No.482 167頁	21世紀館費 (長寿命化計画の実施)	千円 108,248 (R2:36,103)	千円 97,000	千円 11,248

1 事前復興の取組事項 (復興指針記載事項)

文化・社会教育施設の耐震化をあらかじめ行っておく。

2 事業の目的

各施設の長寿命化を図ることで、財政負担の軽減と平準化を図るため、施設の老朽化状況調査を行うとともに、改修及び保全等の中長期的な整備について優先順位付けを行い、今後30年間の実施計画を策定する。

3 事業の概要

文化の森総合公園文化施設は、平成2年(11月)の開館以来、30年近くが経過し、施設や設備は老朽化が進み、各所で不具合が生じている。

これらの施設及び設備の修繕については、不具合が生じたときに修繕を施す「事後的保全手法」を採用してきたが、建物の経年による劣化により、建て替え等の時期が早くなる傾向がある。

こうしたことから、各館を80年以上の長期間にわたり使い続けていくため、コストや工事期間も踏まえた上で、施設の点検・修繕等の長寿命化対策を行い、不具合を未然に防止し、機能向上を図る「計画的予防保全」に取り組んでいく必要がある。

(1) 計画期間

2019年度(令和元年度)～2048年度<30年間>

※) 事業の進捗状況や社会情勢の変化を考慮し、5年ごとに見直しを行う。

(2) 計画の概要

- ・ 部位の保全手法と更新周期、部位の老朽化状況を勘案し、部位ごとに改修等の優先順位を定めた。
- ・ 今後30年間の保全費用シミュレーションと今後10年間の実施計画案及び今後30年間の工程表を作成した。

4 事前復興としての取組

施設自体が耐震構造であるが、老朽化対策(長寿命化)を推進する。

R3予算執行予定	四館棟チラーオーバーホール	15,816千円
	真空遮断機修繕	3,245千円
	機械警備用設備修繕	8,183千円
	図書館照明設備修繕	1,804千円
	エレベーター改修	79,200千円

5 今後の展開等

今後、計画に基づいて、施設の機能維持、回復、向上に計画的に取り組み、施設の長寿命化と効率的な維持管理に努めて参りたい。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名：保健福祉政策課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特定	一般
No.369 143頁	災害福祉支援ネットワーク構築推進事業	千円 3,000 (R2:1,500)	千円 3,000	千円 3,000

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

緊急入所を受け入れた社会福祉施設等に対する応援職員の派遣について、あらかじめ応援スキーム等を構築しておく。

2 事業の目的

高齢者や障害者、子供など災害時要支援者が長引く避難生活などで適切な福祉支援を受けられずに、身体機能の低下や死亡に至る(災害関連死)といった2次被害を防止するため、行政と民間が一体となって災害時の福祉支援体制を構築する。

3 事業の概要

大規模災害時に要配慮者への福祉支援が円滑に実施できるよう、徳島県内の福祉関係団体等が連携して活動を行うため、徳島県災害福祉支援ネットワーク会議の開催、災害福祉支援チームのチーム員の養成・チームの体制強化などを通して、災害時の福祉支援体制を強化する。

さらには、被災状況把握のためのシステムを構築し、県内で災害が発生した際に、被災地の状況に応じたチーム員を派遣し、必要な福祉支援を行うことのできる体制を構築する。

4 事前復興としての取組

災害福祉支援チームのチーム員及びチーム員を目指す福祉関係専門職を対象に、活動内容に関する研修会の開催・研修会への派遣を行うことで人材育成を推進するとともに、他県で災害が発生した際に徳島県災害派遣福祉チームが支援を行うことにより、他県の災害派遣福祉チームとのネットワーク構築を通し、本県での災害発生時の広域的な福祉支援体制が強化される。

さらには、ICTによる被災状況の把握システムの導入により、県内で局所的な災害が発生した際に、被災地の状況に応じた徳島県災害派遣福祉チームを迅速に派遣することが可能となり、適切な要配慮者への福祉支援を行うことができるようになる。

5 今後の展開等

令和3年度においても引き続き活動内容に関する研修会の開催・研修会への派遣を行うことで人材を育成するとともに、ICTによる被災状況の把握システムを構築し、システム活用に必要な情報の登録やシステム活用の訓練を行う。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名: 保健福祉政策課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特定	一般
No.431 157頁	災害ボランティアセンター体制整備事業	千円 1,600 (R2:1,280)	千円 800	千円 800

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

県及び県社会福祉協議会は、市町村、市町村社会福祉協議会、ボランティア関係機関等と連携して災害ボランティア活動支援訓練を実施し、災害時の手順を確認するなど、平時から支援体制の検証・見直しを行って行く。

2 事業の目的

平成26年8月豪雨災害において、県社会福祉協議会が開設した「徳島県災害ボランティアセンター」ならびに、阿南市、海陽町、那賀町の3市町の市町村社会福祉協議会が開設した現地災害ボランティアセンターが、被災地域の復興支援に大きな貢献を果たした。

一方で、令和2年7月豪雨災害では、新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティアの受け入れが制限され、復興に遅れが生じていると指摘されているため、その受入体制の整備を行う。

また、新型コロナウイルス感染症流行下においても、感染拡大を防ぎつつ、必要なボランティアを円滑に受入れることのできる災害ボランティアセンターの体制を構築する。

3 事業の概要

災害ボランティアセンターの運営を円滑に行うため、その運営担当者に対する「災害ボランティアセンター運営者研修」への参加支援や、市町村、市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会、地域の自治会等が合同でボランティアセンターの設置・運営訓練を実施する「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」、さらには、他県の被災地に職員等を派遣し、災害ボランティア並びに災害ボランティアセンターの運営スタッフとして活動することで災害対応のノウハウを身に付ける。

また、災害ボランティアセンターが効果的に運営・活動できるよう、必要な備品、消耗品類を整備するとともに、新型コロナウイルス感染症流行下において、ボランティアセンターからの感染拡大を防ぎつつ、円滑にボランティアを受入れるため、ICTを用いた受入れ、派遣調整、情報共有会議等の体制整備を行う。

4 事前復興としての取組

継続的に災害ボランティアセンターの運営に係る研修や訓練、実際の被災地支援を通じた、職員への経験の蓄積により、発災時の災害ボランティアセンター運営体制が強化される。

また、ICTを用いたボランティアの受け入れ体制を事前に構築しておくことで、感染症に配慮しつつも、円滑な受援体制が構築される。

5 今後の展開等

令和3年度においても引き続き災害ボランティアセンターの運営に係る研修や訓練、実際の被災地支援を行うことで人材を育成するとともに、ICTを用いたシステムを構築する。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名： 保健福祉政策課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特 定	一 般
No.431 157頁	災害時支援者PCR検査等体制整備事業	千円 1,500 (R2: -)	千円 0	千円 1,500

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

県及び県社会福祉協議会は、市町村、市町村社会福祉協議会、ボランティア関係機関等と連携して災害ボランティア活動支援訓練を実施し、災害時の手順を確認するなど、平時から支援体制の検証・見直しを行って置く。

2 事業の目的

災害時には、介護職員の被災や支援を必要とする要配慮者の増加により、地域全体で福祉人材が不足するため、多くの福祉人材等のボランティア支援が必要となり、全国からの応援も必要なるケースもある。

しかし、新型コロナウイルスの感染が懸念される中、介護事業所でのクラスター発生リスクもあり、要配慮者や福祉施設関係者には、他の都道府県から支援者を受入れることへの根強い不安がある。

また、支援者も自分が感染源になるかもしれないという不安の中では、支援に入ることができないため、これらの不安を払拭できるよう、支援者に対するPCR検査等体制を整備する。

3 事業の概要

民間の検査会社との間で、災害時に被災地支援を行う者に対するPCR検査等(PCR検査又は抗原検査)の実施に関する協定等を締結する。災害が発生したときには、県からの要請に基づき、当該企業が迅速にPCR検査等を実施し、円滑に支援者を派遣することができる体制を構築する。

<検査対象者>

- (1) 県外での災害発生時に、県社会福祉協議会(災害VC)を通じて派遣される者及び、県内のボランティア団体や福祉関係団体等から派遣される者で、
 - ①高齢者等の感染リスクが高い方への支援にあたる者
 - ②受付業務や配食業務など不特定多数の方と接触する業務にあたる者
- (2) 県内での災害発生時に、上記(1)の①②の業務にあたる者で、県内の他施設からの応援などでPCR検査が必要と判断される者。※他県からの支援者は検査を受けた上で支援に来る。

4 事前復興としての取組

陽性者を事前に検知することで、支援活動による感染拡大が防止され、県外に安心して支援者を派遣することができる。

さらに、県内で災害が発生した際には、他県から安心して支援者を受入れることが可能となり、必要な福祉支援が提供される環境が整備される。

5 今後の展開等

民間の検査会社との間で、災害時に被災地支援を行う者に対するPCR検査等(PCR検査又は抗原検査)の実施に関する協定等を締結することで、災害時に円滑に支援者を派遣することができる体制を構築する。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名：労働雇用戦略課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特定	一般
No.266～267 104頁	勤労者住宅建設資金貸付金	千円 726,000 (R2:726,000)	千円 726,000	千円

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

- ・県及び市町村は、住宅再建資金の貸付事業概要をまとめた説明用パンフレットの原案、一覧表等を事前に作成しておく。
- ・県及び市町村は、独自に実施する支援措置を事前に検討しておく。

2 事業の目的

県内の勤労者が、自ら居住するための住宅(耐震型・バリアフリー)を新築・購入・増改築、あるいは本人又は2親等以内の親族の所有する県内の空き家を解体しようとする場合に必要な資金を低利で貸し付けることにより、持ち家住宅の建設等を促進する。

また近年、全国で大規模な自然災害等が頻発していることを踏まえ、被災からの住宅の復旧又は長期停電への備え等のための家庭用太陽光蓄電池を設置しようとする場合に必要な資金を低利で貸し付けする。

これにより、勤労者の安心・ゆとりのある豊かな生活の実現を支援し、勤労者福祉の向上とともに、環境部局と連携した地球温暖化対策に資することを目的とする。

3 事業の概要

- (1) 取扱金融機関 四国労働金庫(県との協調融資制度)
- (2) 協調倍率 3倍
- (3) 当初予算額 726,000千円
- (4) 預託額(預託利率) 726,000千円(H29～0.01%)
- (5) 貸付枠 2,178,000千円(※予算全額預託の場合)
- (6) 貸付の種類(貸付利率：R2.4.1～)

資金名	貸付種別	貸付限度額	貸付利率(年利)	貸付期間
有担保長期型貸付金(耐震・バリアフリー住宅)	耐震型住宅・バリアフリー住宅の新築又は購入(中古を含む)、増改築	3,000万円以内	2.30%	20年以内
有担保短期型貸付金(耐震・バリアフリー住宅)	同上	2,000万円以内	1.30%	10年以内
災害住宅復旧サポート資金(有担保)	災害等で損害が発生した住宅の大規模修繕経費(激甚災害地域に限る。罹災証明必要)	2,000万円以内	1.30%	10年以内
住宅用ソーラー蓄電システム設置資金(無担保)	家庭用太陽光蓄電池の設置経費	200万円以内	1.50%	10年以内
空き家解体資金(無担保)	空き家の解体経費	400万円以内	1.95%	10年以内

※四国労働金庫と、利用促進のため制度改正の協議中。

4 事前復興としての取組

住宅の災害復旧修繕等に係る貸付制度を創設・活用することにより、被災者が迅速に生活を再建することが可能となる。

5 今後の展開等

必要に応じ、制度内容の見直し等を実施する。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名: 商工政策課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特定	一般
No.655～656 231頁	とくしまBCP策定支援事業	千 900 (R2:900)	千 900	千

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

- ・事業継続計画(BCP)について、中小企業者、農林業業者等は、事前に検討・作成しておく。
- ・中小企業者、農林漁業者等は、あらかじめBCPを策定しておき、より実践的なものとするため、定期的に見直しを行っておく。

2 事業の目的

「南海トラフ巨大地震」等の大規模災害の発生に備え、県内企業の事業継続力・災害対応力の向上を図るため、産学官の連携により、実効性の高い企業BCP(事業継続計画)の「認定制度」の運用や、県内企業のBCP(事業継続計画)の策定段階に応じた研修や指導によるきめ細やかな支援を実施し、災害に強い「とくしま企業ブランド」を構築する。

3 事業の概要

(1) 「徳島県企業BCP認定制度」の運用

- ・県内における実効性の高いBCP策定済み企業を対象に、認定事業を実施。
- ・認定に当たっては「実行性」「訓練等を通じたBCP見直しの仕組み」「地域貢献」などの観点から外部委員を交えた審査会を行い、認定企業を決定。

実績: R01.11月末時点 17社認定

(2) 県内企業におけるBCPの策定及び見直しを支援

※徳島大学 環境防災研究センター(所長: 中野晋教授)への委託

- ・BCPの策定及び見直しのための実践的な講座を行うBCP研究部会を開催
- ・個別企業の業種業態に応じた出張コンサルティングを実施

4 事前復興としての取組

近年頻発する自然災害の影響により、企業BCPの必要性が広く認識されるようになってきている。

また国においても、令和元年7月施行の「中小企業強靱化法」において、中小企業の自然災害対策に対する事前の防災・減災対策を促進するための「事業継続力強化計画」認定制度が創設されるなど、企業の事業継続に向けた取り組みが進められているところである。

BCPの策定は、発災時の県内企業の存続、サプライチェーンの維持に加え、平時においても信用力・取引先確保の向上に繋がるものであるが、人手不足、ノウハウ不足などにより策定が進んでいない状況であり、企業への細やかな支援が必要となっている。

認定企業を県内のリーディング・カンパニーとした、BCPの普及体制が構築され、産学官の連携による相乗効果により、県内企業の災害対応力、信用力の向上が図られている。

5 今後の展開等

今後も、産学官の連携のもと、本県企業のBCP策定促進する体制の充実を図るとともに、「策定」から「訓練」、「見直し改善」までの、きめ細やかな支援を展開したい。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名：企業支援課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特 定	一 般
No.680ほか 239頁	中小企業振興資金貸付金	千円 2,150,000 [防災対策関連資金に係る予算額] (R2:2,150,000)	千円 2,150,000	千円
<p>1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項) 特例措置及び新たな支援制度の創設について、あらかじめ検討しておく。</p> <p>2 事業の目的 中小企業に対して、地震防災対策や土砂災害減災対策に必要な資金を円滑に調達していただくため、低利な制度を設けている。</p> <p>3 事業の概要 ○中小企業向け融資制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地震防災対策資金」 融資対象：事業所の耐震化、津波浸水区域からの移転、備蓄倉庫の整備等、地震防災対策に取り組む事業者 融資限度額：1億円 融資期間：運転7年以内、設備10年以内、据置1年以内 融資利率：年1.70%以内 保証料率：年0.10%～0.20% ・「土砂災害減災対策資金」 融資対象：土砂災害警戒区域等から防災減災対策を目的とした事業所等の移転を行う事業者 融資限度額：1億円 融資期間：運転7年以内、設備10年以内、据置1年以内 融資利率：年1.70%以内 保証料率：年0.20% <p>【手続方法】 県制度取扱金融機関にて融資申込み</p> <p>4 事前復興としての取組 平時より、地震防災対策・土砂災害減災対策を講じることにより、被害の軽減につながる。</p> <p>5 今後の展開等 継続して実施予定。</p>				

R3年度予算（R2年度2月先議予算含む）に係る事前復興の取組

課（室）名：森林整備課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			国費	県債 (一般)
No.538 185頁	緊急予防治山事業	千円 598,030 (R2:388,825)	千円 274,500	千円 323,530

1 事前復興の取組事項（復興指針記載事項）

地域の防災拠点や避難場所、避難路の安全確保に資する山地災害対策をあらかじめ重点的に実施しておく。

2 事業の目的

山地災害を未然に防止するため、山地災害危険地区における山地災害対策を実施する。

3 事業の概要

近年の山地災害の発生状況の悪化に対応していくため、事前防災対策の強化として、山地災害の発生が特に懸念される山地災害危険地区において、緊急的・重点的に治山施設の整備を実施する。

4 事前復興としての取組

山地における災害の発生による被災箇所の早期復旧と、再度災害の発生を防止するための治山施設の整備を図ることにより、周辺居住者への安全性の確保、あるいは道路、鉄道等の寸断等を防止し、地域の防災拠点や避難場所、避難路の安全確保に寄与する。

5 今後の展開等

引き続き、「山地災害危険地区」において、山地の保全対策、また、山間部の孤立対策を図り、大規模自然災害に備える。

R3年度予算（R2年度2月先議予算含む）に係る事前復興の取組

課（室）名：農山漁村振興課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			国費	一般
No.7 1 2 2 5 2 頁	地籍調査事業	千円 1,370,000 (R2:1,000,000)	千円 913,016	千円 456,984

1 事前復興の取組事項（復興指針記載事項）

土地の境界を正確に復元でき、迅速な復旧・復興が可能となるよう、市町村との緊密な連携の下、平時から地籍調査を促進しておく。

2 事業の目的

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査すること。

3 事業の概要

毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を基に地図及び簿冊を作成する。

4 事前復興としての取組

災害後のインフラ関係に係る復旧事業においては、土地の境界や所有者が不明であることにより、当該事業の実施が困難となる可能性があり、このような場合、地域の復旧・復興が大きく遅れることが想定される。

そこで、事前復興として、地籍調査を促進し、より多くの土地の境界や所有者を確定させておくことにより、災害後の迅速な復旧・復興が可能となる。

また、地籍調査については、政策提言等、あらゆる機会を通じて、国土交通省に予算の確保や効率的な調査手法の普及等について要望を行ってきたほか、防災・減災対策関連エリアを重点区域として設定し、調査を推進してきており、地籍調査を休止中の市町に対して、調査再開に向けた支援も併せて実施している。

5 今後の展開等

引き続き、予算の確保や効率的な調査手法の普及について、国に対し要望するとともに、重点区域における調査の推進や、休止市町の調査再開に向けた支援を継続していく。

R3年度予算（R2年度2月先議予算含む）に係る事前復興の取組

課（室）名：生産基盤課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特 定	一 般
No.727 254頁	広域漁港整備事業	千円 177,650 (R2:206,000)	千円 172,000	千円 5,650

1 事前復興の取組事項（復興指針記載事項）

被災後の緊急物資や避難者の海上輸送等を行う防災拠点漁港をあらかじめ整備しておく。

2 事業の目的

大規模な地震等が発生した場合に、被災直後の緊急物資、避難者の海上輸送等を行い、各公共施設が復旧するまでの間、物資の輸送等を確保するため、「防災拠点漁港」として位置づけられた漁港をあらかじめ整備しておく。

3 事業の概要

「耐震性」や「耐津波性」を有する「耐震岸壁」及び「引き波」の影響まで加味した「粘り強い構造」も有する「防波堤」を整備する。

4 事前復興としての取組

災害直後においては、人命の救助や生活物資・資機材等の輸送を迅速かつ正確に行うことが最重要課題となる。

そのため、「防災拠点漁港」として位置づけられた漁港をあらかじめ整備しておくことにより、大規模な地震等が発生した場合に、被災直後の緊急物資、避難者の海上輸送等を行い、各公共施設が復旧するまでの間、物資の輸送等を確保することが可能となる。

5 今後の展開等

これまでに「耐震岸壁」、「西防波堤」の整備が完了し、今年度「東防波堤」の整備に着手したことから、本防波堤の整備を引き続き進めていく。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名: 住宅課建築指導室

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特定	一般
No.25 22頁	応急危険度判定コーディネーターの養成	千円 0 (R2:0)	千円 0	千円 0

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

市町村は、県と連携し、事前に市町村の応急危険度判定コーディネーターの人材育成をしておく。

2 事業の目的

大地震が発生した際に、余震による二次被害を防止する「被災建築物応急危険度判定」活動を、迅速かつ円滑に実施する体制を整備するため、判定士の受入れや班編成などの重要な役割を担う「応急危険度判定コーディネーター^{*}」を養成する。

※ 最大100名の「応急危険度判定士」を統括し、実施本部と判定士とを繋ぐ重要な役割を担う。判定士の受入れや班編成のほか、判定実施区域の設定や判定士の配分を行うため、迅速な判定活動の実施、円滑な運営に必要な不可欠な人材である。

3 事業の概要

「応急危険度判定コーディネーター養成講習会」を開催する。

- 受講対象者は、「市町村職員」や、(公社)徳島県建築士会^{*}に属する「民間の建築士」

※ 応急危険度判定活動に関し、徳島県との間で連携協定を締結している。

- 特に、判定実施区域の設定や判定士の配分等を行う上で重要な「判定区割図の作成」について、作成方法や留意点等を重点的に説明

4 事前復興としての取組

事前に「応急危険度判定コーディネーター」を養成・確保することにより、発災時の迅速かつ円滑な判定活動の実施に資する。

- 令和2年度実績: 24市町村から40名、徳島県建築士会から2名が参加
(全市町村において、最低1名の判定コーディネーターを確保)

5 今後の展開等

継続的に養成講習会を開催し、「応急危険度判定コーディネーター」の増員を図るとともに、講習内容についても、適宜見直しを行い充実を図る。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名: 都市計画課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特定	一般
No.223ほか 85頁ほか	応急仮設住宅事前復興事業	千円 6,000 (R2:6,000)	千円 6,000	千円 0

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

「応急仮設住宅用地・候補地リスト」に掲載された候補地については、土地の形状やライフライン施設の状況、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の状況、土地利用制限等の状況について調査し、徳島県応急仮設住宅供給マニュアルに基づく応急仮設住宅用地の優先度評価を行い、土地の安全性・利便性・土地利用等の状況を、事前に把握しておく。

2 事業の目的

大規模災害発生後、都市の迅速な復興を図るため、市町村と連携し、復興まちづくりを担う人材育成に努めるとともに、速やかな応急仮設住宅の建築に向けて建設用地を事前に選定するなど、復興まちづくりの取組みを推進する。

3 事業の概要

○建設候補地の事前調査 5,700千円

災害発生後、速やかに「応急仮設住宅」の建設に着手できるよう、「建設候補地リスト」の実効性を向上させるため、建築の専門家によるライフラインの整備状況や資機材搬入路などの「現地調査」を行うとともに、建設候補地リストの中から、災害発生時の用地貸借について協力が得られる所有者と合意形成を図る。

○「徳島県版」復興まちづくりイメージトレーニング 300千円

復興まちづくりの円滑な業務遂行を実現するため、「応急仮設住宅」の建設候補地を考慮した「復興シナリオ」の実現可能性や問題点を検討する「ワークショップ形式の訓練」を実施し、人材の育成を図る。

4 事前復興としての取組

○「建設候補地リスト」の用地において、「現地調査」を実施、

建設候補地所有者との用地貸借に係る合意形成の推進

○「応急仮設住宅」建設候補地を検討に加えた「復興まちづくりイメージトレーニング」を実施

5 今後の展開等

今後も、大規模災害発生後の「被災者の速やかな生活再建」と「復興まちづくりの実現」に向け、事前復興の取組みを加速していく。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名: 道路整備課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特定	一般
No.607 215頁	「徳島県道路啓開計画」のスパイラルアップと実効性向上	千円 0 (R2:0)	千円 0	千円 0

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

道路管理者は、復旧・復興を見据えた迅速な道路啓開活動が可能となるよう、平時から道路啓開計画の確実な実効性を確保しておく。

2 事業の目的

道路啓開計画の実効性を確保するため、関係機関と連携・強化を図っておく。

3 事業の概要

平成28年3月に策定された「四国広域道路啓開計画」で設定された「進出ルート」に加え、「緊急輸送道路」の啓開を迅速かつ効率的に行うため、各関係者の詳細な行動を取りまとめた「徳島県道路啓開計画」を平成29年3月に策定した。

「徳島県道路啓開計画」では、広域支援部隊の出発拠点である「あすたむランド徳島」から集結拠点である「南部健康運動公園」まで進出させる「進出ルート」の啓開を概ね24時間で完了し、「緊急輸送道路」を概ね72時間で完了させることとしている。

この「徳島県道路啓開計画」の実効性を確保するため、啓開作業を担う「徳島県建設業協会」と道路管理者である「国」「県」が、「業務内容」や「平時の準備」、「費用負担」などを取り決めた「大規模災害発生時の道路啓開に関する協定」を平成29年3月に締結した。

4 事前復興としての取組

東日本大震災では、大規模災害発生時における「救助」「救援」「救出」の活動に必要な道路機能の早期確保が極めて重要であることが浮き彫りとなった。

四国においても、「南海トラフ巨大地震」の大規模災害発生時に、道路啓開を着実に実行するため、前もって各関係者の行動や連絡体制を取り決めておくことが、事前復興の取組を深化させることになる。

5 今後の展開等

今後とも、「四国広域道路啓開計画策定等協議会」や「徳島県道路啓開計画策定等協議会」での検討を重ねるとともに、関係機関と連携・協力し、定期的に訓練を行い、道路啓開計画の実効性を向上させる。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名：監察評価課県庁ふれあい室

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特 定	一 般
No.174 63頁	事前復興を推進する土業連携強化事業	千円 1,000	千円	千円 1,000

1 事前復興の取組事項（復興指針記載事項）

災害時における各土業の役割や必要とされる時期等を事前に整理。

2 事業の目的

南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害発生時における被災者支援を推進するため、徳島県土業ネットワーク推進協議会と連携し、被災者相談業務の支援体制を構築する。

3 事業の概要

相談窓口における「行政の対応能力向上」、「行政と土業の連携強化」及び「土業による対応体制の強化」を図るため、行政職員や土業関係者を対象とし、支援経験の豊富な土業を招いた研修会を県・土業ネットワーク推進協議会の共催により開催する。

4 事前復興としての取組

- 行政職員のみならず各土業の災害時相談業務の能力向上
- 土業ネットワークの効果的な活動の促進，意欲向上，体制強化
- 土業ネットワーク推進協議会としての取組となるため，土業ごとに温度差を発生させることなく各土業の取組を促進

5 今後の展開等

行政と各土業で顔の見える関係を構築し，大規模災害発生時における迅速な対応体制の構築を図るとともに，復興期においては，災害ケースマネジメントを効果的に実施できるよう土業ネットワーク推進協議会との連携体制を強化する。

R3年度予算(R2年度2月先議予算)に係る事前復興の取組

課(室)名：西部総合県民局地域創生観光部

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特定	一般
No.336 135頁	西の守り！防災拠点活用推進事業	千円 2,975 (R2:100,000)	千円	千円 2,975

1 事前復興の取組事項（復興指針記載事項）

各種公共サービスを早期復旧させるため、県万代庁舎や警察本部庁舎が被災した際の代替施設を事前に整備しておく。

2 事業の目的

西部総合県民局美馬庁舎の代替拠点としての防災力向上を図るため、令和2年度完了したハード対策である「西の守り！防災拠点機能強化事業」により新たに創出された約240㎡のスペースを活用して、大規模災害発生時に代替拠点となった想定の実地訓練を行うとともに、新たに美馬庁舎と西部防災館を連携し、西部圏域をフィールドとして各種訓練や人材育成をバージョンアップしたものにすることにより、「自助・共助・公助」の力を高め、にし阿波の防災力をより強固なものとする。

3 事業の概要

(1) 美馬庁舎防災拠点活用（1,000千円）

- ①電気使用不可能の状況下で他県との連携を想定した災害対応訓練（130千円）
- ②非常参集要員(美馬庁舎以外勤務)を対象としたサテライトオフィスとしての活用（870千円）

(2) にし阿波防災機能強化（1,700千円）

- ①観光関係機関と連携した観光客避難訓練の実施（70千円）
- ②物流専門家と連携した物流実動合同訓練の実施（590千円）
- ③広域部隊展開を想定した関係機関との連携強化（810千円）
- ④活断層地震を想定したUTM座標活用の図上訓練の実施（230千円）

(3) にし阿波防災人材育成強化（275千円）

- ①高校生を含む防災士のスキルアップ支援
- ②高校生を含む防災士に防災出前講座を活用し活躍の場を提供

4 事前復興としての取組

西部総合県民局美馬庁舎に災害対策本部代替機能を整備する。

5 今後の展開等

- ・通常時は、美馬庁舎勤務以外で勤務する非常参集要員(庁舎近傍に居住)向けのサテライトオフィスとして位置づけることで、職員の意識が向上する。
- ・美馬庁舎と西部防災館が連携することで、より実地に即した訓練を行うことが可能になり、公助の強化に繋がる。
- ・地域の核となる地元の防災士が地域を啓発する仕組みや、未来を担う人材への啓発を促進することで地域の防災リーダーを育成し自助・共助の強化に繋げる。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名: 企業局経営企画戦略課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特定	一般
No.627 221頁	工業用水道施設の強靱化事業	千円 299,349 (R2:551,290)	千円 *,***	千円 299,349

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

工業用水道に関しては、発災時においても給水が継続できるよう、管路のダブルルート化や他利水管からの受水口設置などの事前準備を進めるとともに、被災後も早急に復旧できるよう、平時から被災を想定した復旧訓練を実施しておく。

2 事業の目的

大規模災害やあらゆる事象に対応できる基盤づくりのため、施設の強靱化を図る。

3 事業の概要

- 耐震化の加速による工業用水の安定供給
(吉野川北岸工業用水道管路の耐震化)
今切第一配水支管布設替 L=360m
(全体計画 L=1,669m, R2:368m, R3:360m, R4:941m)

4 事前復興としての取組

管路のダブルルート化や他利水管からの受水口設置などにより、リダンダンシーが確保され、発災後においても、ユーザー企業への安定的な工業用水の供給を図ることができる。

5 今後の展開等

発災時においても給水が継続できるよう、管路のダブルルート化や他利水管からの受水口設置などの事前準備を進めるとともに、被災後も早急に復旧できるよう、平時から被災を想定した復旧訓練を実施することが重要となる。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名：体育学校安全課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特定	一般
No.322 134頁	チャレンジ防災人材育成推進事業	千円 6,450 (R2:6,450)	千円 0	千円 6,450

1 事前復興の取組事項（復興指針記載事項）

平時から各施設の業務継続計画（BCP）の不断の見直しを行っておく。

2 事業の目的

小・中学校及び県立学校の教員の防災士資格取得を支援し、災害対応能力を高め、児童生徒の命を守るための体制を整備し、地域とのコーディネーター役、災害発生時にリーダーシップを発揮できる人材として養成する。

3 事業の概要

学校防災人材育成講座を開催し、小・中学校及び県立学校の教員防災士を養成する。加えて防災教育スキルアップ講座を開催し、教員の災害対応能力を高め、児童生徒の命を守るための体制を整備し、地域とのコーディネーター役、災害発生時にリーダーシップを発揮できる人材として養成する。

4 事前復興としての取組

学校に教員防災士が配置されることにより、学校防災力が向上し、災害時に児童生徒の安全を確保するとともに、災害後は地域と連携して速やかな学校教育の再開へと繋げる。

5 今後の展開等

引き続き、教員防災士の養成を支援する。

令和3年度の目標数 小中教員20名 高校特別支援教員10名 計30名

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名：人権教育課

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特定	一般
No.401ほか 150頁ほか	スクールカウンセラー等活用事業	千円 108,931 (R2:108,073)	千円 36,310	千円 72,621

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

スクールカウンセラーの緊急時における支援体制をあらかじめ構築しておく。

2 事業の目的

不登校、いじめや暴力行為などの児童生徒の問題行動等の対応に当たって、公立小・中学校及び県立学校等にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者からの相談対応や教職員や組織へのコンサルテーションなどを通して教育相談活動の充実を図り、児童生徒の生徒指導上の諸課題への解決に資することを目的とする。

3 事業の概要

令和2年度はスクールカウンセラー57人を中学校を拠点校に、その校区内の小学校を対象校として配置しており、高等学校・特別支援学校等についても配置・派遣できる体制をとっている。勤務形態は年35週、週1日を基本としている。

スクールカウンセラーの主な職務内容は、次のとおりである。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの

4 事前復興としての取組

スクールカウンセラーを学校等に配置・派遣できる体制を整備し、事前復興として次の取組を推進する。

- ・児童生徒等が一人で悩みを抱え込まないように、いつでも相談できる環境を整備する。
- ・児童生徒に対して、ストレスへの対応等の授業を実施し、自分の心の状態を理解するとともに、緊急時における心の健康に関する知識を身につける。
- ・教職員への心のケアに関するコンサルテーションを実施し、教職員の教育相談力の向上を図る。
- ・県内のスクールカウンセラーによる緊急派遣チームを組織し、自然災害や事件・事故等の急な事案に対応する。

5 今後の展開等

今後、スクールカウンセラーの配置拡充により教育相談体制のさらなる充実に努める。また、緊急時における支援体制を強化するとともに、関係機関等との連携強化に努める。

コロナ禍の中、大規模な災害等が発生した場合、新型コロナウイルスの感染防止に努めながら、児童生徒の心のケアを進めていくことが必要であり、学校と連携したコロナ禍における支援体制の構築に努めていきたい。

R3年度予算(R2年度2月先議予算含む)に係る事前復興の取組

課(室)名： 警察本部

ロードマップNo. 復興指針頁	事業名	予算案	同左財源内訳	
			特 定	一 般
No.332 135頁	警察施設防災機能強化事業	千円 45,671 (R2:73,525)	千円 44,000	千円 1,671

1 事前復興の取組事項(復興指針記載事項)

災害発生時の防災拠点となる各警察施設について、様々な被害想定や施設の重要度に基づき、止水板の設置や電源設備の嵩上げなどをあらかじめ実施しておく。

2 事業の目的

警察署の防災機能を強化するため、電気設備の嵩上げを行う。

3 事業の概要

小松島警察署電気設備浸水対策

- ① 中央監視装置(防犯監視盤、火災報知器、非常放送設備)が浸水した場合に、庁舎が機能不全に陥ることを防ぐため、同装置を浸水想定の高さ以上の位置に移設。
- ② 電気制御装置(分電盤)が浸水した場合に電気設備が機能不全とならないよう、制御装置を浸水想定の高さ以上の位置に移設。

4 事前復興としての取組

当該事業を実施することにより、発災時に警察施設の機能を維持することができ、警察が担う、被災者の避難誘導、救出救助、治安維持等の活動を迅速に行うことができるほか、復興において許認可手続等の早期再開を図ることが可能となる。

5 今後の展開等

今後も災害発生を見据えた警察施設の防災機能強化事業を行うほか、適切な施設管理を引き続き行う。